

神戸市告示第526号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄5の項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により都市計画区域として指定された神戸都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を次のように定め、平成16年5月17日から施行する。

なお、建築基準法の規定による区域の指定及び数値について（平成8年2月神戸市告示第321号及び第322号）は、平成16年5月16日限り、廃止する。

平成16年3月22日

（特定行政庁）神戸市長 矢田立郎

区 域	法第52条第1項第6号の規定により定める数値	法第53条第1項第6号の規定により定める数値	法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値	法別表第3（に）欄5の項の規定により定める数値
神戸都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の全域	10分の10	10分の6	1.25	1.5